

1 12月3日付けの追加指定（12月5日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし → 3日間待機：インド（カルナータカ州）、ギリシャ、米国（コロラド州、ニューヨーク州、ハワイ州、ミネソタ州）、ルーマニア

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（10か国）

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（12か国）

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、北部準州）、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル

トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（38か国・地域）

アイルランド、アラブ首長国連邦、インド（カルナータカ州）、オーストリア、ガーナ、カナダ（アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州）、ギリシャ、サウジアラビア、スイス、スペイン、チェコ、デンマーク、ナイジェリア、ノルウェー、ブラジル（サンパウロ州）、フランス、仏領レユニオン島、米国（カリフォルニア州、コロラド州、ニューヨーク州、ハワイ州、ミネソタ州）、ベルギー、香港、ルーマニア

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

※ 「」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計40）  
 ※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。